

「不当な差別的言動」を理由とする府施設の使用承認制限について（骨子案）

- 1 府施設の使用承認申請において、ヘイトスピーチ解消法第2条の規定による「不当な差別的言動」が公然と行われることが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合は、施設の使用を承認しない。

- 2 1に該当する場合、各府施設の設置・管理規程における使用制限条項に該当するものと解釈する。
〈使用制限条項の種類〉
 - ① 公序良俗を害するおそれがある
 - ② 施設の管理上の支障がある
 - ③ 施設の業務、近隣住民の生活に支障を来す
 - ④ 他の利用者に迷惑をおよぼす
 - ⑤ 使用を適当（必要）と認めない／使用を不適當と認める
 - ⑥ 法令違反、職員の指示違反

- 3 府施設の使用不承認を行う場合は、あらかじめ申請者から意見を聴く（弁明の機会）とともに、第三者（京都府人権教育・啓発施策推進懇話会専門委員会など）から意見聴取を実施する。

- 4 不特定多数が参加する集会等の開催を目的とした府施設の使用承認に当たっては、次の条件を付与する。
〈使用承認の条件〉
 - ① ヘイトスピーチ解消法第2条の規定による「不当な差別的言動」を行わないこと。
 - ② この条件に違反するおそれがある場合は、施設の使用承認を取り消すことがあること。

- 5 以上について府全体で統一した運用を行うため、ガイドラインを策定し公表していく。